

最高裁秘書第2781号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月9日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2521号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年2月10日付け総務局第三課課長補佐事務連絡「特別送達郵便の取扱い等に関する郵便局との協議内容の報告について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-15-A)

平成29年2月10日

高等裁判所事務局総務課長 殿
高等裁判所民事訟廷管理官 殿
高等裁判所刑事訟廷管理官 殿
地方裁判所事務局総務課長 殿
地方裁判所民事訟廷管理官 殿
地方裁判所刑事訟廷管理官 殿
家庭裁判所事務局総務課長 殿
家庭裁判所家事訟廷管理官 殿
家庭裁判所少年訟廷管理官 殿
家庭裁判所訟廷管理官 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課課長補佐 小林 哲

特別送達郵便の取扱い等に関する郵便局との協議内容の報告
について（事務連絡）

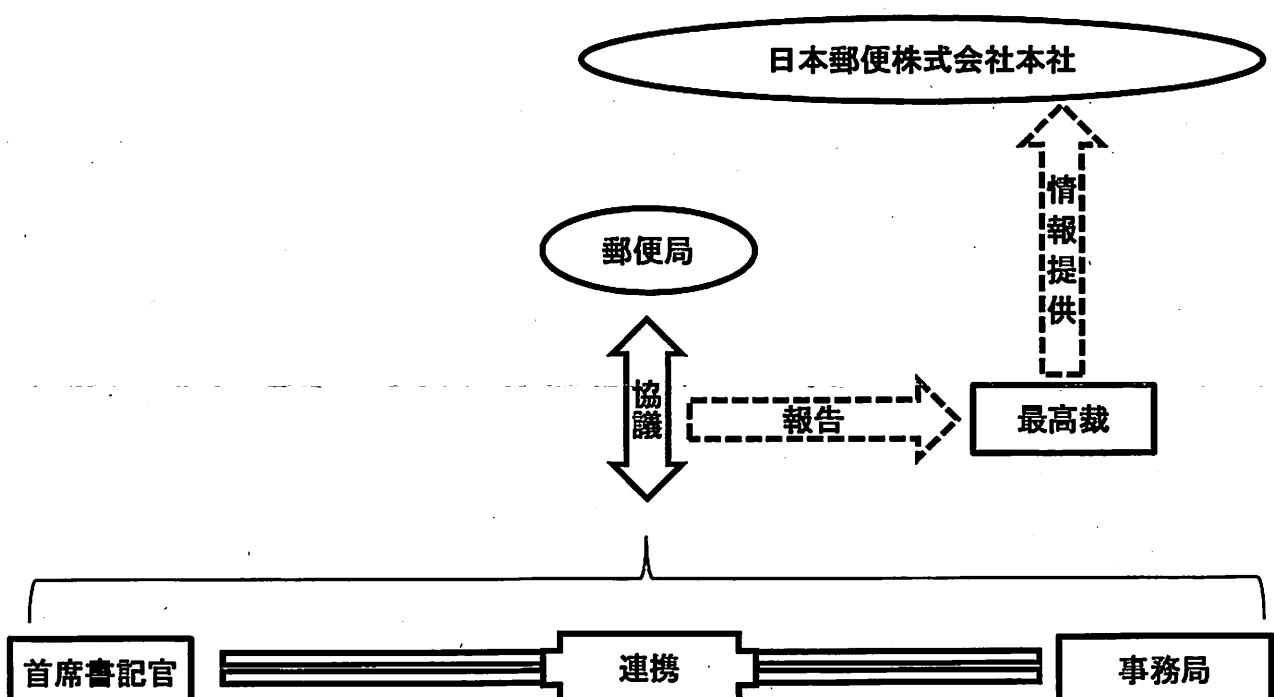
標記の協議内容については、本日付け総務局第三課長事務連絡「特別送達郵便の取扱い等に関する郵便局との協議内容の報告について」（以下「第三課長事務連絡」という。）により報告をお願いしているところ、その具体的なイメージは別紙のとおりです。

なお、報告を受けた事例のうち、全国的な問題となっているもの又は全国的な問題に波及するおそれがあるものについては、当課から日本郵便株式会社本社に対して情報提供を行うことを予定していますので、報告に当たっては、例えば、単に送達報告書の提出遅延が生じたとの事実を記載するだけでなく、当該事例によって事

件処理にどのような影響が生じたか、当該事例の発生頻度など、日本郵便株式会社本社に対して情報提供を行うに際して参考となると思われる事項を記載していただきますようお願いいたします。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

特別送達の取扱い等に関する郵便局との協議内容の報告のイメージ



- 首席書記官は、主任書記官から受けた報告内容を踏まえ、事務局と連携した上、庁として、郵便局との協議を行う必要性を検討し、必要があるものについては、協議を行う。
- 主任書記官は、担当書記官から受けた報告内容を首席書記官に報告する。
- 担当書記官は、郵便送達報告書の提出遅延等の事例があった場合は、主任書記官に報告する。
- ※ 担当書記官は、上記報告とは別に、個々の事件処理のために郵便局に対して補正依頼や問合せを行う必要があるときは、裁判官と認識を共通にした上で、当該事件処理に必要な限度で、郵便局に対して補正依頼や問合せを行う。